

「補助金」ご活用ください

【脱炭素】

◎省エネ住宅普及推進事業

新築住宅

要件 ZEH水準の省エネ性能

補助額 定額40万円 ※県産材加算あり

*3 ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)断熱性能の向上や再生可能エネルギーの導入により年間の一次エネルギー消費量を実質ゼロにすることを旨とした住宅

既存住宅

改修 省エネ基準適合レベル または ZEHレベルへの省エネ改修経費

診断 既存住宅の省エネ性能を診断する費用助成
設計 省エネ改修をする際に設計に要する費用助成

国制度対象「若者夫婦世帯または子育て世代」
県制度対象「若者夫婦世帯または子育て世代を除く」

◎脱炭素社会実現推進事業

●中小企業等の省エネ設備等導入を支援

補助率 1/3

上限額 200万円

対象機器 ボイラー、空調設備、給湯設備ほか

●中小企業等への省エネ支援員の派遣

●うちのエコ診断士の派遣



【空き家対策】

◎空き家のマッチングを支援する 県版空き家バンクを設置します

◎空き家への住み替えを支援

対象経費 引っ越し代、不動産仲介手数料

補助額 定額10万円(県内移転)

定額20万円(県外からの移住者)

対象 県版空き家バンク掲載の物件

(120平米以上の空き家等)

【新しい生活様式】

◎住宅リフォーム補助

対象 「テレワークスペースの設置改修」
(具体例) 収納等を執務スペースに改修ほか

対象 「感染対策のための設備改修」
(具体例) 換気設備の設置ほか

補助率 1/2 上限35万円 ※県産材加算あり

【デジタル化、業態転換】

◎中小企業のデジタル化、業態転換に助成

補助率 2/3 上限額 200万円
(具体例)

・店舗販売からEC販売へのシフト
・テイクアウトアプリの導入による
デリバリーサービスの展開 など

【コロナ支援策】『応援金』

給付対象

次の①又は②に該当する中小法人・個人事業者等

① 飲食店への時短要請等の影響を受けているもの

② 外出自粛等の影響を受けているもの

給付要件

2022年2月・3月の売上が、2019年、2020年又は2021年同月と比較して

20%以上30%未満減少していること

給付対象外となる場合(主なもの)

○ 県の「新型コロナウイルス感染防止対策協力金」の

対象事業者である場合

※受給の有無にかかわらず、時短要請の対象である場合

○ 国の「事業復活支援金」を受給している場合

※既に受給した場合のほか、今後申請する場合も含む

給付額 ※定額・各月1回限り

中小法人 ----- 10万円/月

個人事業者 ----- 5万円/月

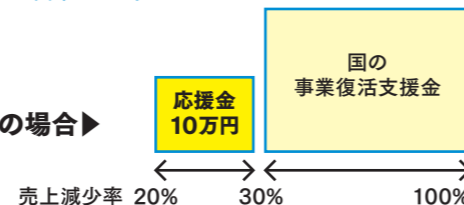
解説動画



※30%以上減少している場合は、国の事業復活支援金の給付対象となります。併せて受給することは出来ません。

給付イメージ

中小法人の場合▶



問い合わせ先 コールセンター 0120-371-060

(9:00~17:00 土日、祝日含む全日)

県議会議員

まさ はる

いたみ雅治

県政報告

2022.3 発行

編集・発行/いたみ雅治事務所

〒411-0035

三島市大宮町3-14-15

Tel&Fax:055-975-7896

https://m-itami.com/



みしまコロッケや箱根西麓三島野菜の立ち上げにたずさわりました。ふるさと三島市をもっと元気にするため活動しています!



三島市にお住まいのみなさまへ

料金別納郵便

配達地域指定

どうなる!? 県総合健康センター ~利用継続へ~

何が起きたの?

◎ 県は6月議会において、開館から25年を迎えた県総合健康センターについて、今年度末に事業終了する方針を示した

◎ その後、施設の館内に閉館の張り紙がされ、利用者みなさんに困惑が広がった



12月議会で一般質問をしました



三島市民をはじめとした利用者の望みは、4月以降も施設を利用できること。今後の施設の方向性と施設継続をどうするのか?

答弁内容 1

(仮称)ふじのくに感染症管理センターを設置することとした。設置場所の候補地として、検討を進める。(令和5年度の開設を目指す)

答弁内容 2

施設の有効活用の観点から、感染症管理センターの検討中の期間においても、例えば指定管理の延長などにより、県民の皆様の利用が継続できないか検討をしていく。

▶ 感染症管理センターの開所まで利用継続が決定

今後はどうなるの?

感染症管理センター設置後も1階のスペースについては平時において、現在の用途と同様の使用方法を検討中。

※ただし、有事の際には閉鎖して、感染対策に必要な用途として使用する。

施設の改修中は一時的に休館する可能性あり(年度内に基本構想の策定を進める予定)

(仮称)ふじのくに感染症管理センター

区分	内容
感染症対策の拠点	平時 ○ 感染症への対応力の強化(人材育成) ・ 保健所、医療施設、福祉施設の職員研修 ・ 医学修学資金に感染症専門医の研修プログラム設定 ・ 相談体制や医療ネットワークの構築 ・ 感染症情報センターとして感染症の動向等を広報・啓発 ・ 予防接種支援センターとして接種の勧奨、相談 ○ 研究 ・ 国立遺伝学研究所との連携
	平時・有事 ○ 検査機能 ・ 平時は細菌検査中心、有事はウイルス検査をできる体制 ・ 環境衛生科学研究所の一部代替機能を保有(リスク管理)
有事	○ 感染症対策の司令塔機能 ・ 感染動向の調査、分析、情報の集約 ・ 病床等の確保 ○ 臨時的な医療機能等の補完 ・ 体育館等を臨時医療施設やワクチン接種会場、物資の搬送拠点として活用

施設の利活用案 (R4.3月現在)

	施設概要	感染症管理センター設置後の利用方法	
		平時	有事
1階	体育館、ホール、栄養実習室	体育館、ホール、トレーニングルーム	ワクチン接種会場、物資搬送拠点など多用途に活用
2階	トレーニングルーム、検査室、図書資料室	東部保健所細菌検査室	
3階	研修室、OA室	感染症管理センター執務室、OA室	